

佐賀県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年十二月十一日から平成二十五年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥 栖線	神崎市神埼町の字四本黒木三七八番一 地先から 神崎市神埼町志波屋字一本松一四一 五番一 地先まで 神崎市神埼町志波屋字二本松一七三 〇番一 地先から 神崎市神埼町志波屋字三本松二〇〇 一番一 地先まで	平成二四・一二・一一 "